

# 幕別町行政組織・機構見直し（案）の概要について

## 1 行政組織・機構の見直しの目的

平成28年4月に現行の組織機構の体制としてから6年が経過しようとしており、現状における課題を把握し、新たな業務や中長期的な行政課題にこれまで以上にスピード感を持って効果的な対策や対応がとれるとともに、時代の要請や住民ニーズに即応することができる組織体制とするため、見直しを図るもの。

## 2 これまでの経過

組織機構検討会において次のとおり検討を行った。

### (1) 検討会の構成

課長職2人(会長・副会長)、係長職3人及び係職5人の計10人で構成

### (2) 検討経過

月日	内容
8月13日	組織機構検討会を設置
8月19日	第1回組織機構検討会
9月13日	第2回組織機構検討会
9月16日	各部署ヒアリング
9月17日	
10月6日	第3回組織機構検討会
11月17日	第4回組織機構検討会
11月22日	町長に提案書を提出

## 3 行政組織・機構の見直しの視点

- (1) 住民サービスの向上
- (2) 迅速かつ効率的に対応する組織
- (3) 新たな行政需要に対応する組織
- (4) 危機管理の強化

## 4 行政組織・機構見直しの主な内容

住民福祉部を「(新) 住民生活部」及び「(新) 保健福祉部」に分割するものとし、見直しの内容は次のとおりとする。

現 行：9部・29課

見直し後：10部・29課

### (1) 企画総務部

ア 税務課を(新) 住民生活部に移管

国民健康保険税等の賦課徴収に係わる相談対応の連携等を含め、住民窓口に関する部署を本庁舎1階の(新) 住民生活部に集約することで、迅速な住民対応を図り、住民の皆さんにとってわかりやすい組織体制とする。

- イ 糠内出張所及び駒島出張所を（新）住民生活部に移管  
糠内出張所及び駒島出張所で行う業務の多くが、住民窓口に関する業務であり、日常の連携や緊急時の対応等、住民窓口と同一の部とし、より効率的に業務を行う。
- (2) 住民福祉部  
住民福祉部を「(新) 住民生活部」及び「(新) 保健福祉部」の2つに分割  
住民福祉部は5つの課を所管しているが、災害時や保健福祉に関する対応等、町民の生命に係わる業務において、特に迅速かつ機動性の高い対応が求められることから、2つの部に分割する。
- (3) (新) 住民生活部
  - ア 住民生活に係わる窓口業務の関連性から、住民課（住民生活課から名称を変更）、防災環境課、税務課、糠内出張所及び駒島出張所を置く。
  - イ 住民生活課を住民課に名称を変更  
（新）住民生活部との名称の区別をつけるため、名称を変更する。
  - ウ 住民生活課戸籍係及び住民係を統合  
両係は関連性のある業務を担当していることから一元化し、より効率的に業務を行う。
  - エ 防災環境課に参事を配置  
ゼロカーボンに向けた取り組みを本格的に実施するため、環境対策やエネルギー対策を担当する参事を配置する。
- (4) (新) 保健福祉部
  - ア 保健福祉等の業務の関連性から、福祉課、こども課及び保健課を置く。
  - イ 発達支援センターをこども課に移管  
対象者の多くがこども課(保育所等)と関わりがあるため、同一部署に一元化することで、発達支援センターの療育等業務をより効果的に実施する。
  - ウ 保健課保健係の業務を健康推進係に統合  
(6)に記載のとおり、札内支所に住民相談室を新設し、相談に特化した業務を行うことから、保健係で担っている業務のうち相談業務を除いた業務を健康推進係に統合する。
- (5) 建設部  
土木課公園管理係を公園整備係に統合  
両係は関連性のある業務を担当していることから一元化し、より効率的に業務を行う。
- (6) 札内支所  
札内支所の所管で住民相談室相談係を新設  
相談体制を強化するため、現状の札内支所参事を住民相談室参事とするとともに、相談係を新設し、相談に特化した業務を行う。(保健師職を配置)
- (7) 農業委員会
  - ア 忠類支局長を本局の事務局長が兼務  
農業者等からの相談事項に対して、より迅速な対応を行えるよう、農業委員会業務に専念している本局の事務局長が兼務する。
  - イ 農地振興係を主とした職員を配置  
忠類地域における農地及び農業者年金手続き等の専門的業務を行えるよう、忠類総合支所に農業委員会業務を主とした職員を配置する。(経済建設課牧場係を併任)